

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年11月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和4年12月12日から令和5年1月10日まで縦覧に供する。

令和4年11月29日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
香川県三豊市三野町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 峠池地区	三豊市農政部 土地改良課
観音寺市柞田土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業 (農道事業) 寺井地区	観音寺市経済部 農林水産課